令和８年度浜松市人権啓発絵本企画編集・印刷製本業務におけるＰＦＩ等審査委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、浜松市ＰＦＩ等審査委員会条例（令和４年条例第１６号）の規定に基づき、プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行う令和８年度浜松市人権啓発絵本企画編集・印刷製本業務（以下「本業務」という。）に係る委員会の設置について、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　委員会は、本業務中、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員７人で組織する。

２　委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 浜松市健康福祉部長

(2) 浜松市教育研究会人権教育顧問校長

(3) 浜松市健康福祉部福祉総務課長

(4) 浜松市学校教育部教育センター所長が推薦する者

(5) 静岡地方法務局浜松支局長が推薦する者

(6) 浜松市人権擁護委員連絡協議会が推薦する者

(7) 知識経験者

３　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　委員長は、浜松市健康福祉部長をもって充て、副委員長は、浜松市教育研究会人権教育顧問校長をもって充てる。

（委員の責務）

第４条　委員は、公正及び客観性に留意して審査を行わなければならない。

２　委員は、直接間接を問わず、本業務に利害関係を有してはならない。

３　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、浜松市が公表した情報については、この限りではない。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、浜松市健康福祉部福祉総務課人権啓発センターにおいて処理する。

（その他）

第６条　この要綱、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本指針、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱及び浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会に諮り別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１０月６日から施行する。

２　この要綱は、第２条に規定する職務が完了した日に、その効力を失う。